

苫小牧市教育委員会会議録

会 議 区 分	苫小牧市教育委員会 第 6 回 臨時委員会
日 時	平成23年3月30日 自 17時27分 至 17時35分
場 所	苫小牧市役所第2庁舎教育長室
出 席 委 員	委 員 長 上 原 毅 委 員 佐 藤 郁 子 委 員 鈴 木 正 樹 委 員 佐 藤 守 委 員 山 田 眞 久
欠 席 委 員	
会 議 録 署 名 委 員	佐 藤 郁 子 委 員
会 議 録 作 成 職 員	総務企画課総務係主事 近江谷 健
事 務 局 職 員	学 校 教 育 部 長 須 藤 孝 生 ス ポ ー ツ 生 涯 学 習 部 長 小 野 寺 徹 示 学 校 教 育 部 次 長 福 田 小 夜 子 総 務 企 画 課 長 戸 村 眞 規 総 務 企 画 課 総 務 係 主 査 三 橋 大 輔 総 務 企 画 課 総 務 係 主 事 近 江 谷 健
会 議 案 件	別紙のとおり
会 議 の 経 過 概 要	別紙のとおり

1 委員会開会の宣言（上原委員長） …17時27分
2 会議録署名委員の指名（佐藤郁子委員）
3 議案審議
議案第1号 苫小牧市教育委員会事務局の組織等に関する規則等の一部改正について
（学校教育部長）
・この度の改正は23年度の人事異動に伴い、6つの規則の一部改正を行うものである。まず議案資料1ページ、苫小牧市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正だが、課長補佐職を新設し、学校教育課とスポーツ課の副主幹を削除するものだ。
第5条第4項に課長補佐の項を新設し、第7条に副主幹、及び2ページの第8条の規定を削除するものだ。続いて3ページ、苫小牧市教育委員会職名等に関する規則の一部改正だが、別表2の各職位の内、下線部分の職名を削除するものだ。部長職では参与、部次長職では館長、参事、課長職以下についても表のとおり削除する。続いて5ページ、苫小牧市図書館規則の一部改正についてだが、図書館に副館長を新設することによる改正で、第14条に副館長を追加し、第15条に副館長の職務の項を新設するものだ。続いて6ページ、苫小牧市博物館規則の一部改正についてだが、博物館に主幹及び、副館長を新設することによる改正で、第10条に主幹、副館長を追加し、第11条に主幹及び副館長の職務の項を新設するものだ。続いて7ページ、苫小牧市科学センター規則の一部改正だが、科学センターに副館長を新設し、副主幹を削除するもので、第7条及び第8条の副主幹を削除し、副館長を追加・新設するものだ。最後に8ページ、苫小牧市体育館規則の一部改正だが、これまでの規則改正と同様に総

合体育館に副館長を新設し、副主幹を削除することに伴う第21条と第22条の改正
である。第24条は第21条の改正の伴い、文言整理する。
(上原委員長) 何かご質問があればお受けしたい。
(上原委員長) これをやることによって、人員が削減されることはないのか?
(学校教育部長) 例えば図書館でいえば4月人事異動の内示の中で副館長を設けたので、
副主幹を副館長という形で位置づけることになり、4月1日にこの規則
を改正しておかなければならないということで、直接削減に繋がる訳で
はない。
(上原委員長) 給与上の位置付けは変わらないのか?
(学校教育部長) それは変わらない。
(教 育 長) 博物館規則の中に他のところにはない「主幹」が入っているが、これ
は美術館関係を視野に入れてのことか。
(スポーツ生涯学習部長) 今、管理職は正規職員の館長しかいない。土日の休日対応は管理職で
行っており、必ず二人置かないと一人が出続ける形になるため、管理職
を配置してほしいという協議を総務部としていた。配置される人物が課
長職で、主幹と同レベルなので、職務規則の中に追加した。
(上原委員長) 他になければ、原案通り決定するがよろしいか?
(一同「異議なし」の声)
—原案どおり承認—
4 その他
その他案件なし

5 委員会閉会の宣言（上原委員長）…17時35分